

特定不妊治療費の一部を助成 夫婦の経済的負担を軽減

子どもを望んでいるにも関わらず、不妊に悩む夫婦は少なくありません。区では高額な不妊治療費の一部を助成することにより、夫婦の経済的な負担を軽減し、さらに少子化対策および次世代育成を進めていきます。

【対象者】 次のすべてに該当する方

- 平成28年4月1日以降に治療が終了し、「東京都特定不妊治療費助成(※)」を申請し承認を受けた
- 申請時に江東区に住所を有している
- 他の区市町村から特定不妊治療費助成を受けていない
- ※「東京都特定不妊治療費助成事業」の対象要件
 - ・治療開始時に法律上の婚姻をしている都内在住の夫婦
 - ・特定不妊治療以外妊娠の見込

みが無いまたは極めて少ないと医師が判断した

- ・指定医療機関で特定不妊治療を実施
- ・前年の夫婦合算の所得額が730万円未満
- ・治療開始時の妻の年齢が43歳未満

詳細は東京都ホームページ <http://www.tokyo.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/koenmetro.tokyo.jp/index.html> (HP) <http://www.fukushihokosodate/josei/funin/index.html> (HP) を参照してください。

国民年金保険料の滞り納付特例 平成28年度申請の受付を開始

学生納付特例とは、収入が少なく保険料を納めることが困難な20歳以上の学生の方が、申請をして承認されると、一定期間納付が猶予される制度です。

対象となる学校は、大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校等(海外大学の日本分校は一部を除き対象外)です。対象期間は、申請月の2年1か月前の月分から平成29年3月分までで、年度ごとの申請が必要です。学生納付特例が承認された期間は次のように取り扱われます。

- 老齢基礎年金の受給資格期間となりますが、老齢基礎年金の金額には反映されません。
- 10年以内であれば、猶予された国民年金保険料を追納でき

低所得の高齢者向け 年金生活者等支援臨時福祉給付金 申請受付開始

一億総活躍社会の実現に向けて、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者等を支援するため、「年金生活者等支援臨時福祉給付金(低所得の高齢者向け)」を支給します。

詳細は、区ホームページまたは厚生労働省ホームページ <http://www.2kyufu.jp> (HP) <http://www.2kyufu.jp> (HP) 等を確認ください。

申請書の送付

4月13日(水)から順次支給対象となる可能性のある方へ、申請書をお送りします。

申請書に記載されている誓約・同意事項をご確認のうえ、了承いただける方は、手続きをお願いいたします。

ます(ただし、3年度目以降は、期間に応じて一定の額が加算されます)。

○障害基礎年金請求の審査に際し納付済期間とみなされます。

※学生納付特例に該当しない場合は、免除や若年者納付猶予の申請ができます。

【甲】 年金手帳など基礎年金番号が記載された書類と学生証(表裏両面の写しでも可)または在学証明書を持参し、区民課年金係(区役所隣防災センター2階20番)・各出張所(現年度分のみ受付)窓口で

【問】 区民課年金係
☎(3647)1131

申請書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。なお、振込口座を新たに指定する場合や代理人が申請する場合など、提出書類が必要な場合もあります。記入例を記載した「お知らせ」を同封していますので、ご参照ください。

【人】 次の要件をすべて満たす方

- 平成27年1月1日(基準日)時点で、江東区に住民登録がある方
- 平成27年度の都民税・区民税(均等割)が課税されない方
- 平成28年度中に65歳以上となる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)

※ただし、次の方は支給対象外です。

- ・都民税・区民税(均等割)が課税されている方の扶養親族等となっている方(控除対象配偶者もありません)。

申請書の提出はお早めに

申請期限までに申請書を提出されない場合は、給付金の支給ができませんので、お早めに提出してください。

【申請期限】
7月15日(金) 消印有効

給付金を装った振り込み詐欺等にご注意を

区が皆さんに次のようなお願いをすることはありません。

- 銀行・コンビニエンスストアなどのATM(現金自動預払機)操作をお願いする
- ATMを自分で操作して、区からの給付金を振り込んでもらう

○給付のためにメールでの手続きや手数料などの振り込みをお願いする

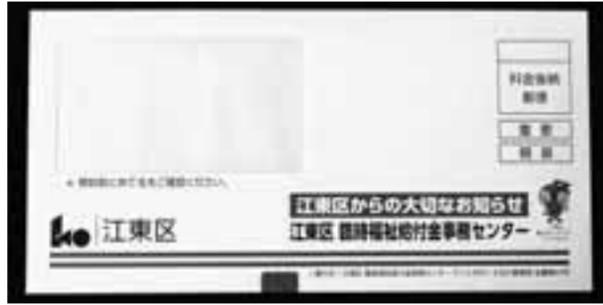
区職員や厚生労働省等の職員を名乗って、自宅への訪問や不審な電話がかかってきた場合は、迷わず最寄りの警察署、または警察相談電話(#9110)にご連絡ください。

相談窓口を開設

区役所8階に相談窓口を開設しています。なお、受付開始当初2週間程度は混雑が予想されますので、ご了承ください。

【開設場所】 区役所8階エレベーターホール

問い合わせ先(いずれも通話料がかかります)



▲区がお送りする申請書が入った封筒

「長期計画の展開2016」を策定

区の重点事業や新たな事業展開を掲載

区では、平成27年3月に区政運営の具体的指針となる長期計画(後期)を策定しました。

長期計画を推進するにあたっては、行政評価の結果や社会状況の変化等に基づき、特に重点的に取り組むべき事業として掲げた主要事業等を毎年度見直すとともに、新たな事業の展開を図ることとしています。

今回策定した「長期計画の展開2016」は、このような見直しを踏まえた主要事業の今後の予定を改めて示すとともに、新たな事業の展開についても公表するものです。

区は、この「長期計画の展開2016」に基づき、区政の着実な推進を図ってまいります。

こうとう情報ステーション、図書館、HPで公開

「長期計画の展開2016」は、こうとう情報ステーション(区役所2階)、各図書館、区ホームページで閲覧できます。

※こうとう情報ステーションでは頒布しています。

【頒布価格】 600円

【企画課計画担当】
☎(3647)9168